

# 裁判員選任手続の概要

## 裁判員候補者名簿の作成

有権者の中から，翌年の裁判員候補者となる人を毎年抽選で選び，裁判所ごとに裁判員候補者名簿を作成。

## 呼び出すべき裁判員候補者の抽出

裁判所ごとに作られた裁判員候補者名簿から，事件ごとに抽選で一定数（ 1 ）を抽出。

## 候補者に選任手続の期日を通知

で選ばれた候補者に，裁判所に出頭する日時等を通知。  
また，質問票（ 2 ）を送付する場合もある。

## 候補者から裁判員を選任するための手続（ 3 ， 4 ）

で通知した日時に，裁判長から，被告人や被害者と関係がないか，不公平な裁判をするおそれがないか，辞退希望がある場合はその理由などについて質問される。

検察官や弁護人は，その質問の結果などをもとに裁判員候補者から除外されるべき人を指名することが可能（原則として双方4人まで理由を示さずに，指名することが可能。 ）。

## 裁判員の選出

除外されなかった候補者から，くじなどの方法で裁判員が選出。

選任期日の手続

- 1 具体的な人数は，辞退理由のある人や出頭しない人などを考慮して，事件ごとに決定する。
- 2 具体的な質問内容は，選任期日での進行や必要な時間等を考慮して，今後検討予定。
- 3 選任手続の詳細については，今後規則で定められる予定。
- 4 裁判員の候補から除外されたり，裁判員となることを辞退できる場合は，資料4 - 2 参照。